

審 査 請 求 書

2017（平成29）年4月17日

原子力規制委員会 御中

1. 審査請求人及び総代の氏名及び住所等

別紙「審査請求人一覧表」及び「総代の選任届出書」を参照。

2. 審査請求に係る処分

玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成29年1月18日。原規規発第1701182号）

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2017（平成29）年1月18日

4. 審査請求の趣旨

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5. 審査請求の理由

本件処分の審査基準及び審査内容に違法性・不当性がある。理由の詳細は別紙「資料」を参照。

6. 口頭意見陳述会の開催及び質問

希望する。質問内容の詳細は別紙「質問事項一覧表」を参照。

7. 執行停止の申立て

執行停止を申立てる。

8. 処分庁の教示内容

- ・当該処分が不服申立てをすることができる処分であるか ⇒ できます。
- ・不服申立てをすべき行政庁 ⇒ 原子力規制委員会になります。
- ・不服申立てをすることができる期間 ⇒ 処分があることを知った日の翌日から起算して三月です。